

議事日程 (第4号)

平成23年12月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第38号議案 平成23年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第39号議案 平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第40号議案 平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 4 第41号議案 平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 5 第42号議案 平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- (日程第1～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第44号議案 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第45号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- (日程第6～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第46号議案 中間市安全・安心まちづくり条例
- (日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 請願第3号 燃油関係の税制措置に関する請願
- (日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第47号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- (日程第10 提案理由説明・質疑・委員会付託、委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 TPP (環太平洋経済連携協定) への参加をとりやめること
第19号 とを求める意見書
- (日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 「子ども・子育て新システム」に関する意見書
第21号
- (日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める
第22号 意見書

- 日程第14 意見書案 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
第23号
(日程第13～日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策
第24号 等に関する意見書
(日程第15 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 燃油関係の税制措置に関する意見書
第25号
(日程第16 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 放射能の汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める
第26号 意見書
(日程第17 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 宮下 寛君 | 2番 青木 孝子君 |
| 3番 田口 澄雄君 | 4番 佐々木晴一君 |
| 5番 安田 明美君 | 6番 古野 嘉久君 |
| 7番 植本 種實君 | 8番 井上 太一君 |
| 9番 掛田るみ子君 | 10番 草場 満彦君 |
| 11番 中尾 淳子君 | 12番 山本 慎悟君 |
| 13番 堀田 英雄君 | 14番 中野 勝寛君 |
| 15番 藤本 利彦君 | 16番 原田 隆博君 |
| 17番 片岡 誠二君 | 18番 下川 俊秀君 |
| 19番 米満 一彦君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 松下 俊男君 副市長 …………… 小南 哲雄君

| | | | | | |
|------------|-------|--------|---------|-------|--------|
| 教育長 | …………… | 吉田 孝君 | 総務部長 | …………… | 白尾 啓介君 |
| 市民部長 | …………… | 成光 嘉明君 | 保健福祉部長 | …………… | 溝口 悟君 |
| 建設産業部長 | …………… | 三島 秀信君 | 教育部長 | …………… | 小島 一行君 |
| 上下水道局長 | …………… | 永野 博之君 | 市立病院事務長 | … | 行徳 幸弘君 |
| 消防長 | …………… | 一田 健二君 | 総務課長 | …………… | 柴田精一郎君 |
| 総合まちづくり課長 | …………… | | | …………… | 松尾 壮吾君 |
| 財政課長 | …………… | 高橋 洋君 | 課税課長 | …………… | 山下 守君 |
| 人権男女共同参画課長 | …………… | | | …………… | 松本 和幸君 |
| こどもと福祉の課長 | …………… | | | …………… | 白橋 宏君 |
| 介護保険課長 | …………… | 山本 信弘君 | 健康増進課長 | …………… | 木森 光彦君 |
| 土木管理課長 | …………… | 後藤 哲治君 | 都市整備課長 | …………… | 間野多喜治君 |
| 産業振興課長 | …………… | 小南 敏夫君 | 下水道課長 | …………… | 中嶋 秀喜君 |

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 事務局長 | 小田 清人君 | 次 長 | 西村 拓生君 |
| 書記 | 岡 和訓君 | 書記 | 森 研二君 |

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第38号議案

日程第2. 第39号議案

日程第3. 第40号議案

日程第4. 第41号議案

日程第5. 第42号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第1、第38号議案から、日程第5、第42号議案までの平成23年度各会計補正予算5件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は3億5,120万円の増額補正で、一般会計の総額を173億5,250万円とするものです。

まず、歳入の主なものは、学校施設環境改善交付金6,510万円、宝くじの収益金を財源とする福岡県市町村振興協会からの交付金1億円がそれぞれ増額され、財政調整基金繰入金1億5,430万円が減額されています。

次に、歳出の主なものは、職員人件費において、人事異動及び人事院勧告に準じた給与引き下げにより、総額3,880万円が減額されております。

教育費においては、中間南小学校の校舎及び屋内運動場の耐震化事業のための耐震補強工事費及び監理業務委託料として1億850万円が計上されております。

また、学校給食の民営化を実施している底井野小学校の委託業者との契約期間が来年3月までとなっていることから、平成24年度の更新に向けて契約手続を行うための約2年分の経費として1,640万円が債務負担行為として計上されております。

討論において委員から、「人事院勧告の完全実施と学校給食の民間委託の内容が含まれていることから反対します」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第39号議案、第41号議案、第42号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第38号議案平成23年度中間市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費では、県補助金確定に伴う返還金として、新型インフルエンザ予防接種事業補助金430万円、戸籍住民基本台帳費では、外国人の方も住民基本台帳法が適用されることに伴い、システム改修委託料900万円が増額され、民生費の社会福祉費では、障がい者の高度医療費の増加に伴い障害者自立支援医療費2,000万円、生活介護サービス介護給付費4,000万円、後期高齢者医療療養給付費負担金530万円、また、生活保護費では、生活保護者の増加に伴い、医療扶助費1億6,700万円が増額されております。

次に、第39号議案、平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

歳出の主なものは、住基法一部改正に伴うシステム改修委託料130万円、特別収納対策事業にかかわる備品購入費40万円が増額されております。

また、諸拠出金等が確定したことに伴い、老人保健拠出金720万円が減額され、後期高齢者支援金等4,710万円、前期高齢者納付金等80万円、介護納付金1,170万円が増額されております。

歳入の主なものは、国庫負担金1,820万円、国庫補助金340万円、歳入欠かん補填収入3,010万円が増額され、療養給付費交付金210万円が減額されています。

次に、第41号議案平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

保険事業勘定の歳出では、介護保険制度改正等に係るシステム改修委託料630万円、高額介護サービス費支給システム改修委託料190万円が増額されています。

歳入では、歳出補正に伴う介護保険料及び県補助金30万円が減額され、国庫補助金及び一般会計繰入金470万円が増額されています。

最後に、第42号議案平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金610万円が減額されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1,820万円減額されています。これは、後期高齢者広域連合の確定した保険料が、当初の決定を下回ったことによるものです。また、繰越金が1,210万円増額されています。これは、同広域連合と中間市との会計時期が異なるため、本市の出納整理期間にあった収入を次年度分の保険料負担金として広域連合に支出することによるものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決しました結果、第38号議案は賛成多数で、第39号議案、第41号議案、第42号は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第40号議案の補正予算2件につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、第38号議案平成23年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、交通違反反則金における還元交付金の交付額確定に伴い、交通安全対策特別交付金170万円、垣生公園内広場に4基設置いたします太陽光ソーラー付景観灯の補助金として、九州グリーン電力基金助成金170万円、幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及・啓発として地域防災組織育成助成金40万円が計上されています。

歳出の主なものは、総務管理費において、交通安全対策費として交通安全施設工事費170万円が計上されています。

農林水産業費では、農業用排水路漏水防止工事として110万円が計上されています。

土木費では、七重団地南側法面排水整備工事及び用地取得費として3,240万円が計上されています。

消防費では、本年3月東日本大震災により、多数の消防団員が犠牲になったことから、その公務災害補償に対応するため440万円が計上されています。

次に、第40号議案平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

歳入では、受益者負担金賦課可能面積の増加により下水道受益者負担金3,600万円が増額され、一般会計繰入金2,520万円が減額されています。

歳出では、人事異動により職員人件費270万円が増額され、また、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより受益者負担金報償費800万円が増額されており

ます。

以上の補正により、歳入歳出それぞれ1,077万円を追加し、その予算の総額を21億5,857万円とするものであります。

以上2議案につきまして採決した結果、第38号議案及び第40号議案、いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

第38号議案平成23年度中間市一般会計補正予算の反対討論をいたします。

寒さも増してきた師走さなかのこの12月議会ですが、不景気のご時世が中間市にも押し寄せているのか、ダイエー中間店も売り場面積の縮小を来年に控え、テナントの撤退が始まっているようです。

そのさびしい不景気感を吹き飛ばすかのように、ダイエー前のやすらぎ通りや、駅前、ハーモニーホール前、市役所前のイルミネーションが、それを見た人に元気を与えてくれています。まさに「元気な風がふくまちなかま」のスローガンを象徴するがごとく、中間市の誇れる事業の一つとなったイルミネーション事業でございます。

がしかし、この誇れるイルミネーション事業の予算が全くこの12月議会の補正予算に組み込まれていません。それもそのはず、イルミネーション事業は、平成23年度の当初予算に2,250万円を組み込まれ、その予算はさる3月議会で可決になっているからでございます。

そもそも、イルミネーション事業は、役所が当初予算で組み込むような代物ではないと思います。財政状況が厳しい中間市ではなおさらです。中間市を元気にするイルミネーション事業であればこそ、実施する以上は、2,250万円を他の事業から削減した行革を成功した、その実績をもって12月議会にイルミネーション事業の補正予算を上げるのが筋ではないかと私は思います。

当初予算に役所の絶対不可欠の事業かのように、イルミネーション事業を上げるのをやめていただきたい。国が是正しろと指導している職員互助会の公費支出を削るなど、2,250万円を捻出する方法は幾らでもあるはずです。

来る来年3月議会における平成24年度の当初予算においては、決してイルミネーション事業を上げることがないように、強く強く要望し、第38号議案平成23年度中間市一

般会計補正予算に反対します。

続きまして、第39号議案平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算に対する反対討論をいたします。

中間市の高額療養費請求漏れ事件が発覚して、はや4カ月目を迎えようとしています。時効になった分はともかく、請求し、取り戻しができる金額が、この補正予算に一銭も組み込まれていません。これはどういうことなのか。

確かに、事務手続の煩雑さもあるかと思いますが、この件は、中間市の一方的ミスである以上、最高責任者である松下市長が、各保険者に出向き、頭を下げ、早急、早々に処理をしてもらえるようお願いしていたら、この12月議会最終日に間に合ったのではないのでしょうか。

担当部署に聞くところによると、1月中には請求金額の一部が戻ってくるとのこと。1月にできることが、この12月にできないはずはありません。松下市長が動いていないからではないかと察します。それが最高責任者である市長の責任の取り方だと、私は思います。

また、国保会計は、9億3,000万円もの累積赤字を抱えているにもかかわらず、職員の人事異動によるものとはいえ、290万円の一般会計からの繰入金を減額するのは反対です。せめて人件費で浮いた分の増額、さらには大幅な一般会計からの繰入金の増額を、他の事業を削ってでもやるべきであります。このままでは、市民の医療、保健、福祉事業を担う国保会計は行き詰ってしまいます。

ゆえに、第39号議案平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算に反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに。田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

第38号議案平成23年度中間市一般会計補正予算につきまして、日本共産党を代表して反対討論をいたします。

今回の補正予算の中で、人件費にかかわる部分は、先の43号議案での給与改定の改定部分が反映された補正予算となっています。今、長引く不況の中で、GDP（国内総生産）の6割を占める国の内需の引き上げが、焦眉の急の課題となっていますが、今回の給与改定は、全くこれに逆行するものであり、関連する公的関連機関、あるいは民間賃金にも大きな影響を与え、不況をますます長引かせる要因となるものです。そうした改定案については、賛成するわけにはまいりません。

また、底井野小学校の給食調理の民間委託を継続するための債務負担行為の補正が計上されていますが、偽装請負の問題や、最終的には安全安心の学校給食という公的責任を確

保するうえからも、民間委託については容認できません。

以上によって、第38号議案については反対をいたします。

以上であります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第38号議案から第42号議案までの平成23年度各会計補正予算5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第38号議案平成23年度中間市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第41号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第6. 第44号議案

日程第7. 第45号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第6、第44号議案及び日程第7、第45号議案の条例改正2件を一括して議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長(片岡 誠二君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第44号議案及び第45号議案の一部改正条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、第44号議案財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、普通財産の無償貸付または減額貸付における要件につきまして、現在の条例の表現があいまいであり、条文の適用に疑義を生じる恐れがあるため、国が示す財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則に従い改正するものとなっております。

具体的な改正内容といたしましては、第4条1号中「公共団体等」を「公共団体又は公共的団体」に改めるものであります。この公共的団体とは、社会福祉法人に限るというものであります。

なお、施行日は平成24年1月1日とするものであります。

次に、第45号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、現行においては、暴力団員の新規入居は拒否できますが、既に入居

している場合には、迷惑行為などが無い限り対処できなかったものを、市営住宅の入居者等が暴力団員と判明したときなどにおいて、該当する入居者等に対し、暴力団からの脱退や市営住宅からの退去などの勧告をすることができることとなっております。

なお、施行日は公布をした日となっております。

以上2議案につきまして採決した結果、第44号議案及び第45号議案、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第44号議案及び第45号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第44号議案財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第45号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第45号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第8. 第46号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、第46号議案中間市安全・安心まちづくり条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第46号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、昨今の犯罪の多様化や高度化、少年非行による犯罪の低年齢化、孤独死の増加、東日本大震災を初めとする大規模災害の発生など、安全・安心を脅かすさまざまな課題の解決に向けては、市民が主体となった取り組みや、全市を挙げての協働が欠かせないものであり、市レベルでの安全・安心の取り組みの方向性を明確にし、各種施策を充実させる必要があることから行われるものです。

条例の内容としては、「自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守る」という基本理念に基づき、市、市民、事業者等、それぞれの役割や連携・協力体制が規定されております。

なお、本条例案については、市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施しており、市民の皆様の意見の一部が反映されたものとなっております。

質疑において執行部から、「本条例は福岡県及び福岡県警からの要請を受けたもので、現在、県内では60市町村のうち52市町村で制定されております。中間市の条例の特徴として、第7条の青少年の健全育成と、第8条の災害時の措置については、独自に規定したものです」との説明がありました。

施行日については、広報紙で市民に十分に周知したうえで施行するため、平成24年4月1日となっております。

討論において委員から、「他の市町村にはない青少年の健全育成や、災害時の措置などを盛り込んだ誇るべき条例だと思いますが、組織の横断的な措置ができるよう、規則等を整備して、市民のために役立つ、本当に実効性のあるものにしてほしい」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決をいたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第9 請願第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、請願第3号燃油関係の税制措置に関する請願を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第3号燃油関係の税制措置に関する請願につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

現在、農業用機械等に関する軽油取引税につきましては、平成21年度の税制改正により、来年3月31日まで1リットル当たり32.1円の税金が免除されることになっております。仮に、現行の燃油関係の免税措置がなくなれば、今でさえ困難な農業経営の負担は避けられませんし、近年の燃油用油の高騰もあり、経営を圧迫された生産業者は廃業に追い込まれる恐れがあります。

以上のことから、農業経営者の負担が増加しないよう、また地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも、燃油税制に係る特別措置を求め、意見書として議会採択をお願いしたいとのことから請願の提出がなされたものであります。

審査ののち採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより請願第3号燃油関係の税制措置に関する請願を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、請願第3号はこれを採択することに決しました。

日程第10. 第47号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第10、第47号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

第47号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。今回の改正は、「地方税法の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」が、本年12月14日に施行されたことによるものでございます。

改正の内容といたしましては、東日本大震災に係る雑損控除及び条文の整備でございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、議決をいただいた後の公布をした日からといたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(井上 太一君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第47号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

.....
午前10時36分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいま休憩中に開催の市民厚生委員会で協議されました第47号議案を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。草場満彦市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第47号議案中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、「地方税法の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」が、本年12月14日に施行されたことに伴うものでございます。

改正の内容は、東日本大震災に係る災害関連支出金について、平成24年3月14日までに支出したものを、平成23年度分の雑損控除の対象とするための条文を整備するものでございます。

なお、施行日は公布をした日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしく審査のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。これより第47号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、意見書案第19号TPP（環太平洋経済連携協定）への参加を取りやめることを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

意見書案第19号TPP（環太平洋経済連携協定）への参加を取りやめることを求める意見書案の提案説明をいたします。

野田首相は、11月12日からホノルルで開かれたAPECの場で「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明いたしました。

今、このTPPを巡っては、本年10月時点で、全国市町村議会のうち、1,425議会で反対もしくは慎重審議の意見書が採択をされ、そのうち8割は「参加すべきでない」ことを明確にした反対の意見書であります。また、全国町村議長会では、11月に全国大会で、TPP反対の特別決議を満場一致で採択をしています。

世論調査でも「よくわからない」方も含めて、大きく賛否二分化している状況です。そうした中で今回の野田首相の参加表明は暴挙と言わなければなりません。また、マスコミ等の報道では、農業だけが取り上げられがちですが、実際には農業以外の問題でも重大な変更を余儀なくされます。特に、地方自治体レベルでは、入札のあり方や、地元業者保護のための各種の対策が問題とされます。

アメリカとNAFTA協定を結んだメキシコでは、アメリカ企業の廃棄物処理場の建設に、地元自治体が環境保護を理由に反対をしたため、協定違反ということで、損害を被ったとする企業から1,600万ドルの賠償を求められています。同様のことがTPPでも予想されます。

また、日本の場合は、一応は皆保険制度が確立をし、だれでも必要な医療が受けられることになっていますが、この制度の未確立のアメリカの保険会社から貿易障壁として提訴され、日本の医療保険制度が崩される恐れもあります。TPPはすべての関税をなくすことを原則とし、農業を初め、すべての国内産業のあり方の根本まで変える大問題であります。

ところで、中間市議会では、昨年12月議会で全会一致で「慎重な対応を求める意見書」を採択をし、提出をいたしました。民主党野田政権の今回の対応から見ると、その意見書の内容は反故にされていると言わなければなりません。

農業を初め、医療・保険・公共事業等の幅広い分野に多大な影響を及ぼす今回のTPP参加に対し、日本と中間市の将来を危惧する立場から取りやめることを求めるものです。ご賛同のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

ただいま議題となっております意見書案第19号「TPP（環太平洋経済連携協定）への参加をとりやめることを求める意見書」に対し、討論を行います。

11月13日に野田首相は、アメリカのハワイ州で開催されたAPEC首脳会議で、TPP交渉参加に向け、関係国と協議に入ると表明しました。

11月15日の参議院予算委員会では、「結果によっては参加しない選択肢もあるのか」という質疑に対し、「何が何でも国益を損ねてまで交渉参加することはない」と述べております。

また、米について首相は、重要な品目の一つだと述べ、交渉で配慮が必要との認識を示しておりますし、国民皆保険制度の維持についても、「公的な保険制度を根本から変えることをやるわけではないと基本的に思う。あった場合は当然拒否する」と述べております。

中間市議会では、昨年12月議会におきまして、「TPP交渉への慎重な対応を求める意見書」を全会一致で可決しております。その内容としまして、一つ、関税の撤廃が原則となっているTPPへの参加については、我が国の食料事情を危うくし、食糧安全保障の観点からも、国民の生活への巨大な影響が懸念されることから、拙速に判断せず、参加の是非を国民に問うなど、国民的議論を踏まえて慎重に対応すること。

2、TPPについては、全品目の関税撤廃だけではなく、さまざまな分野で包括的な交渉が行われ、農林水産分野のみならず、多様に影響があることから、国会で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。

3、「多様な農業の共存」を基本理念として、食の安全・安全供給、食料自給率の向上など、食糧安全保障の確保、農業・農村の振興等を損なわないよう対応すること。

以上、3点について、我が国農林水産業への十分な配慮のうえで、慎重に検討されるよう要望しております。

世界に向けてTPPへの交渉参加を表明し、国内では、国会において国論を二分する議論が行われている現時点においては、今後の議論をさらに見極める必要があり、地方議会として賛成、反対を表明する時期ではないと考えますことから、本意見書案には態度保留といたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

意見書案第19号TPPへの参加をとりやめることを求める意見書に反対する討論をいたします。

TPPの締結の背景には、中国の経済的、軍事的台頭があります。アメリカを中心としたアセアン諸国一同の力で中国を封じ込めようという狙いがそこにあります。日本の防衛白書でも、仮想敵国をかつてのソ連から中国に転換しているのは周知の事実であります。

軍事力によらず、国際紛争を未然に防止する策の一つとして、このTPPは非常に有効な手段です。確かに、農業などTPP締結により手痛い打撃を受ける産業も出てくるかもしれませんが、高齢化と景気低迷に苦しんでいる先進国にとって、新興国とのパートナーシップと市場を共有できることは、日本にとって希望の光となるに違いありません。

何より、グローバル化時代の今日、TPPに参加しなければ、間違いなく、日本は国際社会から孤立してしまいます。さらに、経済は人間の体同様、その動脈を通して生きたものとなります。TPP締結に際し、人と物と金が自由に行き来できるよう、日本と大陸の間にさらに道路を、道をつなげる必要があると私は思います。

日本政府も、かねてより検討課題にあった日韓トンネルを、今こそ決断すべきときであります。日本と大陸が陸つなぎになってこそ、TPPが本当に生きたものとなり、高齢化と景気低迷から脱出できる唯一の希望になることを私は確信します。

以上のことから、TPPへの参加をとりやめることを求める意見書には反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第19号TPP（環太平洋経済連携協定）への参加をとりやめることを求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案19号は原案否決されました。

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、意見書案第21号子ども・子育て新システムに関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

子ども・子育て新システムに関する意見書案の提案説明をいたします。

子どもたちは、どんな地域、どんな家庭に生まれても健やかに育つ権利が等しく保障されなければなりません。

現行保育制度は、憲法25条（健康で文化的な最低限度の生活保障）、また、児童福祉法2条（国と自治体の児童育成の責任）、児童福祉法24条（市町村の保育実施の責任）に基づいて、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしています。

しかし、現在、政府においては、待機児童解消とすべての子どもへの切れ目のないサービス保障を理由に「子ども・子育て新システム」を検討し、さる7月29日、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システム中間取りまとめ」を出しました。この保育制度改革案は、直接契約・直接補助方式を導入し、公的責任の縮小、最低基準の緩和、応益負担の導入による保護者負担増など、保育制度の根幹が大きく揺らぐ恐れがあります。

現在は、市役所に保育所への入所希望を出し、市役所が入所決定しますが、新システムでは、自治体は必要の認定をするだけで、利用者は介護保険のように、保育時間の認定をもらって、直接保育所を探し、契約をすることになり、「この子は障がいを持っているから、この子はアレルギーがあるから手がかかりそう」と、弱者と言われる子どもほど入所しにくくなることも考えられます。

保育料は保護者の所得に応じて保育料が定められていますが、新システムでは、親の所得に関係なく、認定時間によって決まります。

また、財源は国と自治体で保障することになっていますから、国からの補助金は自治体に保育の財源として交付されます。ところが、直接補助方式では、子どもの認定時間に応じて保護者に補助される仕組みなので、保育所が代理受領します。施設そのものへの補助はありませんから、保護者への公的補助金を含めた保育料で施設の運営が賄われることとなります。

施設側は、オプション利用など、保育料をたくさん納めてくれる保護者、手のかからない保護者を選定し、最も大きな経費として人件費の削減を進めかねません。非常勤職員や非正規職員の割合が高くなれば専門性はなくなり、保育の水準が下がることにつながります。

さらに、一人一人預ける時間も違い、保育時間もばらばらになれば、1日の生活リズムは崩れ、保育所も細切れ単位の保育士が多くなると、保育計画も立てられず、行事もできなくなり、子どもの成長発達を保障することも難しくなります。子どもの視点が大事と言

いながら、子どもの発達を保障できなければ、何のための新システムでしょうか。

このように「新システム」は、国民の願いとは逆行する内容になっており、保護者の不安は少なくありません。また、多くの保育所運営者からも反対の声が上がっています。

さらに、子どもの発達保障にかかわる制度を、財源確保も不明確のまま国の責任を外し、地方に委ねるとしています。子どもの生活環境に最低限必要とされていた「最低基準」は、地域主権の一括法で、地方条例化することが決定され、このままでは財政状況も苦しい中、市町村の保育実施責任も大幅に後退させる結果となりかねません。

保育の地域格差も広がり、市場化された新システムのもとでは、先に述べたように、家庭の経済状況によって受ける保育のレベルにも格差が生じることとなります。

よって、国及び政府に対し、制度改革を拙速に進めるのではなく、子どもの健やかな成長発達をはぐくむことを最優先に、国と地方自治体の責任のもとに保育制度を拡充することを要望するものです。

以上、ご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第21号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

子どもは、地域、そして国の宝であり財産であると考えております。私ども公明党も、子育て・教育には最大限の力点を置いて取り組んでまいりました。

本意見書案の中でも言われたとおり、子ども・子育て新システムは、現在政府において検討中のものであります。国会に議案として提出されてもおらず、詳細は不透明な状況下にあるものであります。

よって、内容が具体的に判明した時点で、的確なる意見書を提出することが賢明であると考えます。現時点では、保留といたしたいと考えます。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第21号子ども・子育て新システムに関する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第21号は原案否決されました。

日程第13. 意見書案第22号

日程第14. 意見書案第23号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、意見書案第22号及び日程第14、意見書案第23号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

公明党の草場でございます。国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書案と、防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書案の趣旨説明を行います。

初めに、国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書案。安心社会を構築するために、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられて、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが、今年度限りで終了いたします。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図るうえからも、こうした基金及び基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

一つ、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金。地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種については予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続すべきであります。

一つ、安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金。保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

一つ、介護職員処遇改善等臨時特例基金。介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は引き続き基金事業によるのか、介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善

は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

一つ、障害者自立支援対策臨時特例基金。障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うために、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

一つ、地域自殺者対策緊急強化基金。地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など、地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

次に、防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書案の趣旨説明を行います。

国の防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日にとりまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

一つ、中央防災会議に、少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。

二つ、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、議員の皆様のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第22号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第23号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第24号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第15、意見書案第24号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書を議題とします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第24号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第24号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、意見書案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第25号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第16、意見書案第25号燃油関係の税制措置に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第25号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第25号燃油関係の税制措置に関する意見書を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第26号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第17、意見書案第26号放射能の汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第26号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第26号放射能の汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において掛田るみ子さん及び山本慎悟君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成23年第6回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 掛 田 る み 子

議 員 山 本 慎 悟